

令和4年8月10日

第6回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和4年度第6回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分～午後2時25分

2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A

3. 出席委員(10名)

会 長 1番 山野信也

会長職務代理者 7番 鬼塚忠正

委 員 2番 永田麻衣 3番 坂口政文 4番 徳山道也

5番 清田伸一 6番 上田佳子 8番 清田 勇

9番 前川政樹 10番 小山省三

推進委員 沼田 淳 藤本浩人 山野博満

4. 欠席委員(1人) 11番 松本正利

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第4 議案第3号 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩川康幸

課長補佐 奥村佳織

7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和4年度玉東町農業委員会第6回総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は~~全員出席のため~~(10名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長(山野)

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は2番永田委員、3番坂口委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の奥村課長補佐を指名します。

よろしくお願いします。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について2件上がっております。1番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について。

=1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読=
それでは、詳細について説明いたします。

譲受人は、現在73歳で妻と一緒にみかん栽培を中心とした農業経営をされています。今回、規模拡大のために申請地を買い受けるため申請されるものです。申請地につきましては、4ページをご覧ください。

なお、実質審査要件の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、すべてを満たしているものと考えます。

可否について審議をお願いします。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
清田伸一委員。

5 番（清田） 別に問題はありません。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（藤本） 譲受人の方もみかんも作られており、手入れもされていて問題ないと思います。

議長（山野） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

3 番（坂口） 写真だとみかんは植え付けをされていないようですが現況報告をお願いします。

事務局 写真では分かりにくいですが、みかんの木は植えてあります。

議長（山野） ほかにありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号の1番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第1号の1番は、承認されました。
つづきまして、2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 = 1 頁、議案第 1 号、2 番について議案書をもとに朗読=
それでは、詳細について説明いたします。
譲受人は、新規就農による農地取得のため、申請をされるものです。去る、7 月 1 1 日、新規就農者審査会を開催し、本人と農業委員長、地区農業委員・地区推進員及び事務局 2 名により、提出された営農計画書について審査したところ。譲受人は、現在、4 5 歳で、兼業農家をされています。就農の動機につきましては、父所有の農地があり、その土地を生かしていきたいと思い農業をやると決意されており、今回、新しく農地を譲受け、ニンニク栽培をすることになったため申

事務局	<p>請されるものです。</p> <p>営農計画の農機具については、トラクターと管理機、刈払機を所有されており今後、管理機につけるアタッチメントを購入予定です。</p> <p>営農技術の取得については、地元農家の人の助言や講習会に参加して習得する計画で販売については、ネットや農業大学校時代の時のつきあいの直売所に出すことで計画されています。</p> <p>申請地につきましては、5ページをご覧ください。</p> <p>なお、実質審査要件の全部効率利用要件については、すべての農地について、効率的に利用して耕作の事業を行われます。農作業常時従事要件は年間250日を計画されています。下限面積要件につきましては父所有の農地をそのまま利用されますのでクリアをされます。、地域との調和要件につきましては、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し周辺農家と協力して管理に努められますので、すべてを満たしているものと考えます。</p> <p>可否について審議をお願いします。</p>
議長（山野）	<p>説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。</p> <p>清田勇委員。</p>
8番（清田）	<p>自己所有の農地の隣できれいに管理をされていて、問題ないと思います。</p>
議長（山野）	<p>はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。</p>
推進（山野）	<p>条件としては最高の場所だと思います。きれいに耕作もされていますので問題ないと思います。</p>
議長（山野）	<p>ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。</p>
4番（徳山）	<p>贈与ということですが、親戚かなんかですか</p>
事務局	<p>親戚とかではありません。後継者がいないので近くの方で農業をされているかたに贈与されて、名義変更の諸経費を出してもらおうようにとのことです。</p>

議長（山野） 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号2番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第1号の2番は、承認されました。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

議長（山野） 議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について
＝2頁、議案第2号について議案書をもとに朗読＝
それでは詳細について説明いたします。

事務局 使用借人は、現在、植木町のアパートに夫と子ども1人、9月に第二子の誕生を控えており、現在の住まいでは手狭となったため、夫の両親の住む玉東町に住居を建設するため土地を探しており、今回、夫の父が所有する農地を借受け、申請されるものです。
申請地は、6ページをご覧ください。農地区分は、役場から300m以内にある農地で第3種農地と判断します。なお、第3種農地の転用申請は原則許可となっております。
ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
小山委員

10番（小山） 周りは住宅地になっており、特に問題は無いと思います。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（沼田） 特に問題は無いと思います。

議長（山野） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか

3 番 (坂口)

この申請地の出入り口はどこになりますか。排水路はどこになりますか。

事務局

申請地の南側からの進入になります。排水については、南側のアパート横に既設のU字溝がありますのでそちらに排水されます。

議長 (山野)

ほかにありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第2号について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数。よって議案第2号は、承認されました。

その他ですが、事務局から何かありますか。

- ・ 県最適化推進大会について、予定とおり実施されます。
- ・ 新規就農者の補助金について (就農準備資金) (経営開始資金) (経営発展支援事業) 等の説明 産業振興課・清田補佐より

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第6回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時25分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年8月10日

玉東町農業委員会会長

㊟

2 番委員

㊟

3 番委員

㊟